

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
I. 現状 (1) 地域の災害リスク (洪水) 小川町における昭和 58 年から令和元年 9 月までの間での風水害については、人的被害や建物の全半壊は発生していない。床下浸水は、最大 43 棟（平成 11 年）発生し、床上浸水は最大 3 棟（平成 11 年）発生した。土砂災害は、小規模な崖崩れが数件発生し、道路の一時通行止めや建物の一部破損が生じている。また、平成 29 年 10 月には、上古寺地内（松郷峠）で斜面の大規模崩落が発生し、人的被害や建物被害はないものの、県道が全面通行止めとなった。 令和元年東日本台風では、人的被害は中等症 1 人、建物被害は住家被害 69 棟（半壊 13 棟、一部損壊 56 棟）、そのうち床上浸水 29 棟、床下浸水 27 棟、住家以外の建物被害、道路冠水、河川の護岸の崩落、土砂崩れ、農林業被害など、多数の被害が発生した。 (土砂災害) 小川町は外秩父の関東山地と関東平野が接する位置にあるため、地形、地質ともに変化に富んでいる。地形の高度差は820mあり、その中に山地、丘陵、台地、低地といった様々な地形を見ることができる。 小川町の中心位置には小川盆地が形成されているが、ここは、笠山（842m）に源を発する槻川と、金勝山の麓から流れ出した兜川に沿って形成され、市街地となっている。 山地は、最高峰の堂平山（876m）を頂点として、東南は仙元山へ、西は官ノ倉山へと連なっており、これらはチャート等の古い岩石や地層により形成されている。（町勢要覧より） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号、以下「土砂災害防止法」）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。 (地震) 過去、埼玉県に被害をもたらした地震のなかで、小川町に影響を及ぼした地震としては、昭和 6 年の西埼玉地震及び平成 23 年の東日本大震災があげられる。 ①西埼玉地震（昭和 6 年） 小川警察署管内における被害は、町内（1 町 3 村合わせて）で、人的被害は重傷者 1 名、軽傷者 1 名、建物被害は全壊 0 棟、半壊 7 棟、損害見積額は 550 円（昭和 6 年当時）であった。 ②東日本大震災 町内における被害は、人的被害は 0 名、建物被害（一部破損）が 150 棟であり、その他ブロック塀の傾き、街路灯倒壊、石垣のひび割れ等の被害があった。

(その他)

①地形・地質

地形・地質は、密接な関係にあり、町を構成する地形である山地、台地及び低地ではそれぞれ構成する地質が異っている。

丘陵を含む山地には、中新世の松山層群と呼ばれる比較的軟質な岩盤と、石英閃緑岩、栃谷層、安戸古生層、御荷鉾緑色岩類、三波川変成岩類といった中生代から古生代の硬質な岩盤が分布している。また、岩盤の境界には、断層が多く分布しているが、これらの断層は、地震を発生させる活断層ではない。

低位段丘堆積物は、町内の台地を構成する堆積物で洪積層に分類される。比較的最近の更新世に、川の作用で堆積した未固結の砂、礫及び泥からなり、その下部には岩盤が分布している。

岩盤は、建物や構造物の基礎地盤や耐震的な地盤として良好である。それに対して低地では相対的に最近に堆積した沖積層が分布して、基礎地盤や耐震的な地盤として必ずしも良好とはいえない場合がある。しかし、これは一般的な傾向であり、沖積層であっても、その締まり具合や硬軟により、地盤の善し悪しに差がある。町では、砂礫が主体で、地下深部の比較的浅い部分に岩盤が存在し、耐震的には比較的良質な地盤といえる。

低地には、最後の氷期後現在までの海面上昇期（最近1万年前以後）に河川の作用で堆積した未固結の礫、砂及び泥からなる沖積層が分布している。

②気象

小川町は県のほぼ中央部にあり、関東平野の中央部に位置するため、典型的な太平洋岸式気候となる。冬は乾燥した北風あるいは北西風が吹きやすくなっている。

当地域の風況は、埼玉県の中では穏やかであり、煙は風向きが分かるくらいたなびく（0.3～1.5m/s）程度となっている。月別の平均風速は、最も強く風が吹く2～3月でも1.5m/s程度であり、年間の平均は1.1m/sとなっている。

降水量は全般的に少ないが、8～9月に多く、12～2月に少ない状況である。（鳩山地域気象観測所の平年値より）

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 903
- ・小規模事業者数 734（業種ごとの内訳はなし）

（令和3年経済センサス活動調査による）

【内訳】

業種		商工業者数	備考（町内の立地状況等）
商工業者	商業	622	駅前（中心市街地）に多い
	工業	151	町内に広く分散している
	建設業	107	町内に広く分散している
	その他	23	
	合計	903	

(3) これまでの取組

1) 小川町の取組み

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）の備蓄

2) 小川町商工会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知、策定の支援
策定支援件数：令和4年度19件、令和5年度1件
- ・損害保険（商工会のビジネス総合保険制度）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進

※「小川町地域防災計画」では、災害時に小川町商工会が「処理すべき事務又は業務の大綱」として、以下のことを定めている。

- ・町が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること
- ・災害時における物価安定についての協力に関すること
- ・救援用物資及び復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること

II. 課題

現状では、能動的な取り組みは実施できていない。しかしながら、令和6年6月に「小川町商工会危機管理マニュアル」を策定し、緊急時に備えた第一歩を踏み出した段階である。

保険・共済に対する十分な助言を行える職員が不足していることも課題である。

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、小川町への被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

小川町商工会と小川町の役割や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

「小川町地域防災計画」と、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報やホームページ、Facebookにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。
- ・小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて経営コンサルタント等の専門家と連携し、より具体的・実践的な計画を策定する。
- ・小規模事業者の被害状況を確認するシステム（SNSやメール網）を構築する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和6年に事業継続計画として「危機管理マニュアル」を策定した。これを一年に1回見直しし、改善を図るとともに職員への意識啓発を行う。大雨や大雪等、事前に災害リスクが想定される場合は、「早めの退社を促す」「責任者が自宅待機等を命じる」ことにより被災の事前防止を図る。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関（行政、金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。

4) フォローアップ

- ・事業者のBCP取組状況の確認
- ・小川町商工会の役員会において、状況確認や改善点等について協議する。また、町と適宜、連絡会議を実施し状況確認や改善点等について情報を共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、小川町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携する。

1) 応急対策の実施可否の確認

SNS等を利用して、発災後1時間以内に、商工会職員は事務局長へ安否報告・業務従事の可否報告を行う。併せて、把握できうる大まかな被害状況（家屋被害や道路状況、商工会事務所の被害状況等）についてまとめ、小川町商工会と、小川町や埼玉県商工会連合会と情報共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・小川町商工会と小川町との間で、被害状況や被害規模に応じた、小規模事業者への応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の判断で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、業務従事できる職員で役割分担を決める。
- ・町内の小規模事業者の大まかな被害状況を SNS やメール網を利用し確認する。発生後7日以内に小川町と情報共有を進める。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

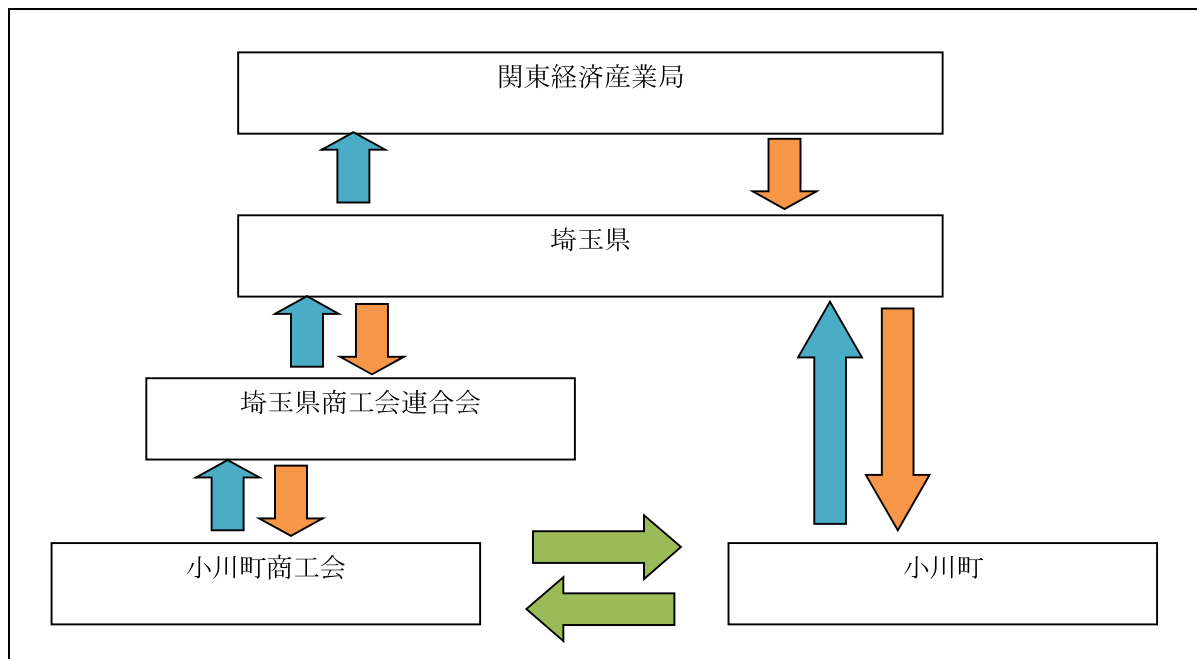
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、小川町商工会と小川町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～2週間	1日に1回連絡する
2週間～1ヶ月	2日に1回連絡する
2ヶ月以降	7日に1回連絡する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に小川町に対し、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・小川町商工会と小川町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・小川町商工会と小川町が共有した情報を、埼玉県指定の方法にて小川町商工会または小川町より埼玉県に報告する。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、小川町と相談する（小川町商工会では、国の依頼を受けた場合に特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内

小規模事業者等へ周知する。

- ・融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力、金融の特別措置について中小企業に周知を図る。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

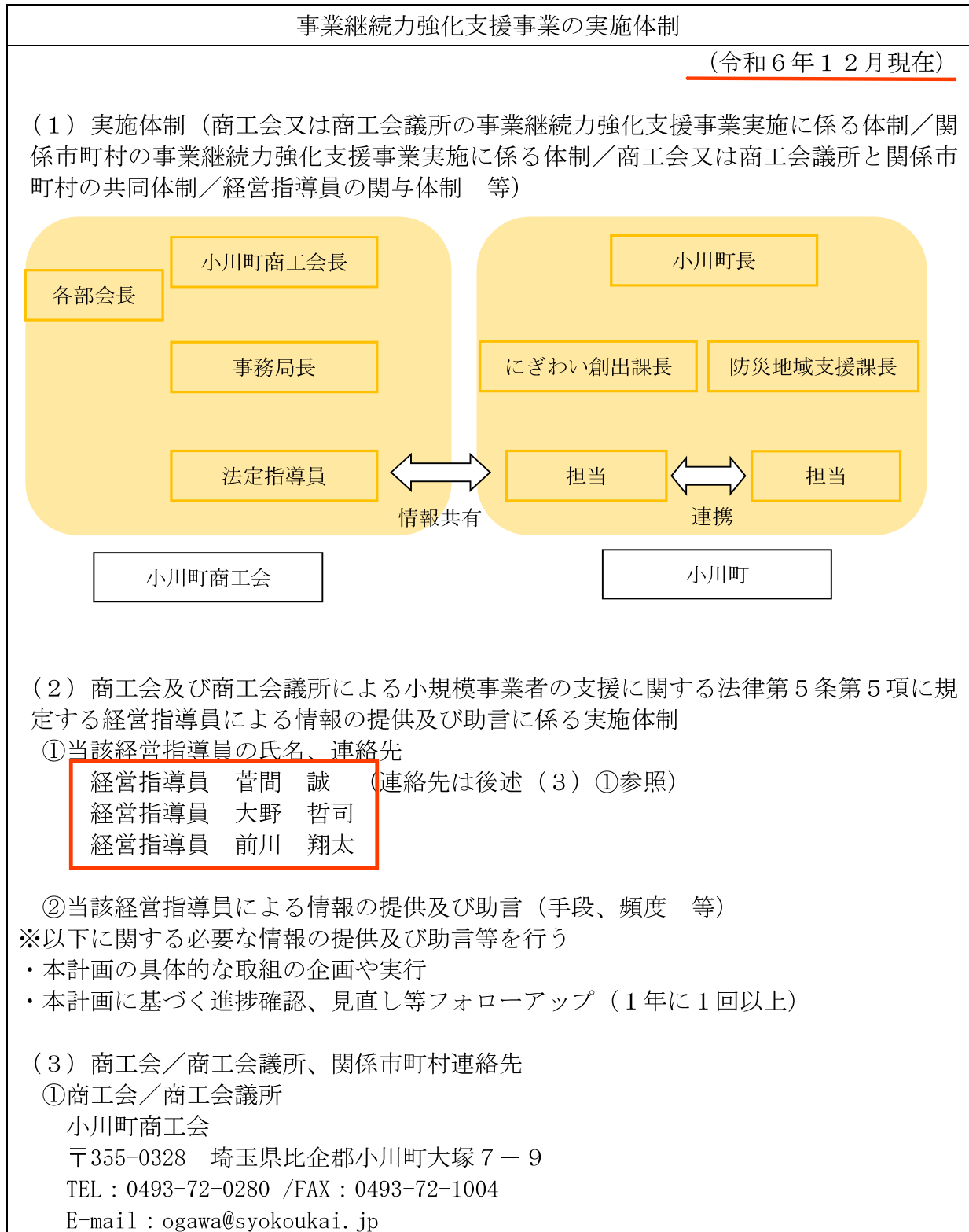
- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

小川町役場 にぎわい創出課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大塚 5 5

TEL:0493-72-1221／FAX:0493-74-2920

E-mail: ogawa111@town.saitama-ogawa.lg.jp